

特定看護師を育成する特定行為研修について

豊川市民病院は、特定行為研修を修了した看護師を

「**特定看護師**」と呼び、専門的な知識および技術を兼ね備え、

高度な診療の補助(特定行為)を行っています。

また、当院は特定行為研修を行っている“指定研修機関”です。



※ 写真は研修中(模擬演習)の様子です

特定行為研修(実習)へのご協力についてお願い

特定看護師の育成は、患者さんの病状の変化によりタイムリーな対応が可能となり、患者さんの早期回復につながることを期待できます。

当院では「特定看護師」の育成に力を入れてまいります。

指導医と共に患者さんへの診察や直接ケアを実施させていただきます。

何卒宜しくお願い致します。

当院が指定研修機関として実施する特定行為

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 ※この行為は令和8年度より特定行為研修開始予定

* 今後、体制整備や人材育成の進捗に応じて、実践可能な特定行為区分・行為は順次拡充する方針です。

* 特定看護師は、修了した研修(特定行為区分)により、実践可能な特定行為の内容が異なります。